平成２８年（フ）第４４号
愛媛県宇和島市栄町港３丁目７番10号　プレジデント皇神宇和島603号
債務者　菊地富士子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第３５０号
鹿児島県鹿児島市西伊敷３丁目36番24―21号
債務者　春山　達也
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４１７号
千葉県流山市東初石５丁目134番地の２（新Ｃ119街区１－２）Ｂ－３
債務者　重田　康弘
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５５７号
千葉県我孫子市つくし野７丁目21番14号（102号）　リーベンハウスパートⅡ
債務者　大野　雅美
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５５８号
千葉県松戸市馬橋2422番地の１　ジュンパレス208号
債務者　遠田　哲也
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５６７号
千葉県松戸市大谷口135番地の４　ユーカリハイツ北小金409号
債務者　三浦　貴義
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６１４号
千葉県柏市逆井藤ノ台25番地８　ジュネス伊藤102号
債務者　渡辺　明信
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６２８号
千葉県柏市豊四季135番地98　シンセリティーヒルズ３―201号
債務者　飯島　説子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６３９号
千葉県流山市西初石１丁目772番地の１　ライブラリ初石332
債務者　和田　由雄
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１８１号
静岡県富士市伝法382番地の23
債務者　齊藤千恵美
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２８５号
大分市下郡南５丁目17番16号
債務者　岡本　保治
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３５号
京都府亀岡市余部町下条31番地１、前住所京都府亀岡市大井町並河新戸19番地４
債務者　小島しげ子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第７８３号
神戸市長田区久保町２丁目３番15号　ハイツ井上101号、従前の住所神戸市長田区東尻池町８丁目３番６号　井原ビル207号
債務者　石本　正敏
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７８４号
神戸市中央区大日通３丁目５番７号
債務者　上林　俊哉
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８２２号
神戸市中央区元町通５丁目７番25―1002号、住民票上の住所兵庫県三木市志染町青山２丁目18番地の３
債務者　百木　亮祐
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８２５号
神戸市兵庫区荒田町２丁目６番13号エクセランス湊川公園304号
債務者　本広千佳こと　本廣　千佳
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８３０号
神戸市北区緑町４丁目７番26―44号
債務者　堀内　孝子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部